

県立都市公園における施設の一部利用休止について

令和2年4月3日

県立館山運動公園内の運動施設ならびに遊戯施設の利用は「3つの密」※のいずれかに該当することから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設の利用を令和2年4月4日（土）から4月12日（日）まで 休止いたします。

なお、公園内の広場、園路等のご利用はできますが、利用の際には感染防止策を実施の上、ご利用をお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

施設名	県立館山運動公園
休止とする期間	令和2年4月4日（土）～4月12日（日）
休止とする施設	体育館・野球場・少年野球場・多目的運動場 庭球場・遊戯施設（遊具）

※「3つの密」とは

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密集場所
- ・間近で会話や発声をする密接場面

館山運動公園管理事務所